

議案第133号

訴えの提起について

市有地の明渡しの請求に関し、下記のとおり訴えをさいたま地方裁判所に提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

平成24年9月20日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 事件の要旨

市有地に無断で建物を建築し、市有地を不法に占有している者が、再三にわたる明渡しの催告にも応じないため、市有地の明渡しを求めるもの

2 請求の趣旨

相手方に対し建物の収去及び土地の明渡しを求めるもの

相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの

3 訴訟遂行の方針 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。